

# 経営革新計画の承認・フォローアップまでの流れ

## [申請対象者]

本社所在地が大分県内である「中小企業者（グループ、組合含む）」

※創業後、少なくとも1度は決算期を経ていることが必要です。

※申請対象者要件の詳細については、経営創造・金融課までお問い合わせください。

## 経営革新計画の作成 (支援機関等による計画作成サポート)

中小企業者が新たな事業活動を行うことにより、経営が相当程度向上するような計画を作成します。なお、作成にあたっては後述の「経営革新計画作成支援機関等」によるサポートを受けてください。

経営革新計画の申請から承認まで、少なくとも1か月はかかります。支援機関への相談はできるだけ早めをお願いします。

支援機関等のサポートを受けて作成した経営革新計画書の内容について、県担当者がヒアリングを行います。これを受けて、支援機関とともに計画書をブラッシュアップして、県に提出します。

## 経営革新計画承認申請書の提出

[提出先] 大分県商工労働部経営創造・金融課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3223

申請書の内容は、①計画の内容（ストーリー）、②実施計画（実施項目、実施時期等）、③経営（売上・利益）計画及び資金計画、④設備投資・運転資金計画、⑤暴力団員等ではないことを誓約する誓約書 など

## 経営革新計画検討会（プレゼンテーション）

毎月月末頃に開催します。原則として、毎月上旬頃受付分までが対象となります。

## 県知事の承認の可否の決定

承認の場合

## 低利融資・販路開拓補助金などの支援措置

別途申請を行い、担当機関ごとの審査を受ける必要があります。

## 実施状況調査等も含めたフォローアップ

- ・ 計画実施中に、県が計画の円滑な実施についてアドバイスを行います。
- ・ 計画承認から1年経過後及び終了時点でアンケート調査を行います。
- ・ 計画承認から終了までの各期ごとに決算書の提出をお願いしています。